

## 浜松市法定外予防接種実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、予防接種法(昭和23年法律第68号)に規定する予防接種以外のもので、市が行政措置として実施する予防接種(以下「法定外予防接種」という。)について、必要な事項を定める。

### (対象となるワクチン)

第2条 法定外予防接種の対象となるワクチンは次のとおりとする。

- (1) 麻しん風しん混合ワクチン
- (2) 麻しんワクチン
- (3) 風しんワクチン
- (4) 高齢者用肺炎球菌ワクチン

### (住所要件)

第3条 法定外予防接種を受けることができる者は、本市に住民記録を有する者でなければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律に基づく避難住民及びDVによる避難措置等で市長が特に認めた者は対象とみなす。

### (対象者)

第4条 法定外予防接種を受けることができる者は、第3条に該当する者のうち、次の各号に定める疾病に応じ、当該各号に掲げる者とする。

- (1) 麻しん風しん混合ワクチン、麻しんワクチン及び風しんワクチンにあつては、2歳に至った日の翌日から第2期年齢に達する前までの者で第1期の接種を行っていない者。
- (2) 高齢者用肺炎球菌ワクチンにあつては、任意接種をすでに1回終えている者で、前回接種から5年以上経過している者。ただし通算回数が3回以上になる者の接種は除く。

### (特例措置)

第5条 市長は、前2条の規定に関わらず、感染症等のまん延の防止及び乳幼児等の健康増進のため、特に必要のあると認める場合は対象となるワクチン及び対象者を追加することができる。

### (費用負担)

第6条 法定外予防接種の接種費用の自己負担額は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 麻しん風しん混合ワクチン・麻しんワクチン・風しんワクチン 無料
- (2) 高齢者用肺炎球菌ワクチン 4,500円

### (実施方法)

第7条 法定外予防接種の実施方法は年齢を除き、定期予防接種に準拠した方法で実施しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

ただし、平成19年3月31日までの間は、第1条及び第2条中「予防接種法（昭和23年法律第68号）」とあるのは「予防接種法（昭和23年法律第68号）及び結核予防法（昭和26年法律第96号）」と読み替えて適用する。

附 則

この要綱は、平成19年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年8月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。ただし、要綱中、高齢者用肺炎球菌に関する部分については平成26年10月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。ただし、平成27年3月31日以前に接種した予防接種については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成28年3月31日以前に接種した予防接種については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。ただし、平成28年9月30日以前に接種した予防接種については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。